

平成29年

建設消防委員会

2月6日

豊明市議会

建設消防委員会会議録

平成29年2月6日

午後1時00分 開会

午後4時03分 閉会

1. 出席委員

委員長	毛 受 明 宏	副委員長	近 藤 裕 英
委員	清 水 義 昭	委員	富 永 秀 一
委員	近 藤 善 人	委員	村 山 金 敏
議長	月 岡 修 一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石 川 晃 二	議事課長	馬 場 秀 樹
議事担当係長	水 野 美 樹	議事課主事	荻 正 幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	坪 野 順 司
経済建設部長	下 廣 信 秀	都市計画課長	近 藤 潔
都市計画課長補佐	中 野 忠 之		

5. 傍聴議員

郷右近 修	鵜 飼 貞 雄	蟹 井 智 行	宮 本 英 彦
ふじえ 真理子	近 藤 郁 子	近 藤 千 鶴	早 川 直 彦
山 盛 さちえ	杉 浦 光 男	三 浦 桂 司	一 色 美智子

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午後1時開会

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ただいまより建設消防委員会を開会いたします。
会議に先立ちまして、市長より挨拶を願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 午前中の総務委員会、福祉文教委員会に続きまして、午後になって、建設消防委員会、開いていただきましてありがとうございます。建設消防委員会に付託されました案件、4議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 議長より挨拶願います。

月岡議長。

○議長（月岡修一議員） 皆様、御苦労さまです。議案第1号が非常に重たい内容だなどと思いますが、有意義な質疑を繰り返していただければと思います。よろしく申し上げます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

ここでお諮りいたします。市長におかれましては自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、市長におかれましては退席を願います。

なお、答弁を求める機会がある場合には直ちに出席いただきますようお願いいたします。

（市長退席をなす）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 本日の傍聴について、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、事前に提出いただいた資料要求書についてお諮りいたします。

議案第1号 工事請負契約の変更について、富永委員から資料請求がありました。富永委員より資料請求の趣旨説明をお願いいたします。

富永委員。

○富永秀一委員 時系列でどういう経緯になっているかを確認したいために、1つは、市道桜ヶ丘沓掛線築造工事に関する用地買収全体の大まかな経緯がわかる資料で、また、今

回の設計変更に至った当該地に関してどのような交渉が行われてきたのか、用地買収交渉の経緯がわかる資料を要求したいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 当局において、資料は用意できますか。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 用意できます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求をすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 賛成全員です。当局においては速やかに資料の用意をお願いします。どれぐらいかかりますかね。

○都市計画課長（近藤 潔君） もう大丈夫です。用意しております。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） では、事務局において配付を願います。

（事務局資料配付）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 初めに、議案第1号 工事請負契約の変更について（国庫補助事業 道路築造工事）を議題といたします。

理事者より簡潔に説明を願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） それでは、議案第1号 工事請負契約の変更について御説明いたします。

下記のとおり工事請負契約を変更するものでございます。

記。

1、工事名、国庫補助事業 道路築造工事。

2、工事場所、豊明市栄町内山地内外。

3、工事概要、工事延長260メートル、道路幅員16メートル。

4、請負契約金額、変更前9億5,530万6,440円、変更後11億6,894万3,400円。

5、請負契約者、名古屋市中区新栄二丁目1番9号、株式会社フジタ名古屋支店、上席執行役員支店長、今井信也。

この案を提出するのは、市道桜ヶ丘沓掛線内山地区の道路築造工事の設計変更に伴い、工事請負契約を変更するため必要があるからでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

請負金額の増額は、約22.4%の2億1,363万6,960円の増額でございます。

次に、変更内容一覧表、議案第1号参考資料というのがお手元でございますと思います。

それに基づきながら御説明を申し上げます。

まず、1点目でございますが、自立式鋼管ぐい擁壁の設置でございます。

かねてより用地買収交渉を実施してまいりましたが、昨年12月26日に土地所有者より交渉を拒絶され、買収不可能となりました。桜ヶ丘沓掛線の本線を開通させるに当たり、未買収用地部分の地山補強がどうしても必要となりますので、未買収用地に伴う対策工事として、鋼管ぐいによる自立式擁壁を設置するものでございます。鋼管ぐいは、径800ミリメートル、長さが19.5メートルのものを21本打ち込み、延長は約23メートル、施工金額は約1億1,100万でございます。

2点目としまして、地山補強工でございます。未買収用地に伴い減額していた工種を再計上するもので、2期施工部における未買収用地以外ののり面補強となります。施工面積は1,024平方メートルで、アンカー径25ミリのものを393本打ち込み、のり面補強をいたします。施工金額は約8,650万でございます。

3点目としまして、仮設鋼矢板の残置でございます。

仮設鋼矢板の引き抜きにより、周辺宅地家屋への影響を考慮し、一部、仮設鋼矢板を引き抜かず残置するものでございます。矢板の長さは10から12メートル、延長は98メートルで、220トンリリースより買い取りとするもので、施工金額は約1,620万でございます。

以上、3点合わせまして、2億1,363万6,960円の増額であります。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

富永委員。

○富永秀一委員 資料、ありがとうございます。

この資料によると、また、これまでの答弁でもそうですが、当該土地の所有者と任意の買収で合意できなかったもので、先方の主張としては、平成13年ごろに周辺は買収されていると。確かにこの資料を見ると、13年に1度、土地の補償額が示されていると。

要するに、この金額プラス利息分ということなんでしょうか。個別に、おたくの場合はこれぐらいというのを示して、平成13年のそのときの金額をもとにしろということになっているんでしょうか。それとも、全体の説明会のときに補償額を言っているというふうを書いてあるんですけど、その金額で買えということでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） この未買収用地の方は、当時、平成13年にある程度私ど

もも交渉しておりまして、ある程度の概略金額をお示ししておるものですから、当然、そのときの金額でないと、個人的な話。当然、用地の場所によって買収の金額の単価も違いますので、その方の言われる金額というのは、その当時の御自分の宅地の金額ということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 出していただいた資料を見ると、住民説明会とか地権者の説明会をやられているんですけども、この該当される方の出席とか何かわかりますでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 第1回目の住民説明会ですかね。あと、2段目の12年3月ですかね。ここについては説明しているというはお伺いしております。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 では、その地権者の方は、全ての計画とかどういうふうになるとかというのとはほぼ把握しているということによろしいでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 概略の設計内容等は把握してみえると思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんかね。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 みえると思います。いろんな資料とか何かを渡してあって……。不確定。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 資料等は渡してございませんが、口頭でお話をしておりますので、十分工事の内容については御存じです。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 補足でございます。12年2月18日の大脇の住民説明会の際に出席されておりまして、明確にその方は反対をされておりました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 こういった土地の関係になってきますと一番あれなんです、根本となるのは、金額で、地主さん、拒否されているのか、例えばその土地について思い入れがあって拒否されているのか、その辺はどうですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） まず、最初の住民説明会のときには、この計画そのものには反対しておりました。あとは、担当が個別で用地交渉しておりますので、その中では、単価についても補償額についても反対しておったということでございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかに。

村山委員。

○村山金敏委員 もということですけど、そういった土地に対しての、執着と言ったらいかんのですけど、そういったものは。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） この方は現在、———にお住まいで、この土地を買われたのが、———水害に遭われたと。高いところに住みたいということで購入をして、引っ越しして、こちらで、今、建物を建てられたという状況があります。

交渉の中では、何か災害が起きそうなときはここへ引っ越しをしてくるというようなこともおっしゃっております。当然、お金の話と、その土地に対する執着もあるというふうに捉えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今出していただいた資料を見たら、これ、買收件数、未買収のところは3件というふうになっていると思いますけど、たしか本会議質疑のときに、71分の67、4件だったと思うんですけど。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 本会議場での御質問が、平成26年度当時ということで質疑を受けたと思いますので、全部でこれ、71件ございます。それで、28年に1件、未買収

が3で4を引きますので、67ということで御回答させていただきました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 じゃ、この未買収の3件というのは、今回、未買収のところ、この該当の方のところは3件という、そういうことですかね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） この3件は、未買収の方は1件なんですけど、そのお隣の方が北側にあるんですけど、実を言うと2筆ございます。小さいですけど、約3平米ぐらいになりますけど、そこに2筆ございまして、なぜ今回買収できないかといいますと、未買収の方が境界立ち会いにちょっと応じていただけなくて、その土地を分筆することができないということになっておりますので、この3筆が残っているというわけでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 先方は平成13年のときの価格プラス利子の分を払えと言っているの、豊明市としては現在の評価額でと、任意の買収の場合には時価でということになっていますから、そういうことを言っていると。その差というのは、具体的にはどのぐらいの金額になるんでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 我々が積算した金額は約1,750万ぐらいですね。

（いや、差額です。つまり、先方が……の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 先方が言っているのは、平成13年の価格プラス、それをもし預けていた場合の利子を含めてという話ですね。先方が言っている金額と、こちらが提示しているその1,750万との差額とはということです。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 金額でいきますと、約2,100万ぐらい差があります。

（差がですかの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） もう一回、いいですか。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） もう一度確認をさせてください。土地の単価で、トータルではなくて。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 先方が言っているのは、平成13年に提示された金額プラス、そのときに預けたときに利子がつくはずだから、その金額を要求しているわけですよね。ですよね、先方は。それと、こちらは、今の時価でいうと1,750万という話でした。それとの差額です。相手とのずれ。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） わかります。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 約250万円ほどです。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、およそ250万円の差額を出さないという判断ですよね、当然、市としてはね。

それで、工事費だけでいうと恐らく1億円ぐらいの差になるかと思うんですけど、多分のり面を、もしそこをした場合に2,000万という話でしたね。ということは、今出ている8,650万でしたっけ、プラス、あと2,000万かかると、1億円ちょっと。今、擁壁にするために1億1,000万ぐらいですから、1億円ぐらいやっぱり余分にかかるということになるかなと思うんですけど、そういう解釈でいいですかね。それぐらいの差になる。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 再度、私のほうから、金額のことですので。

工事費が1億1,000万で、用地費と補償費、これが1,750万です、私どもがお示ししている金額が。それに、のり面等の復旧、これが2,000万。合わせますと3,750万がかかってくると。ですので、1億1,100万からまずこの3,750万を引きますと7,350万になります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 先ほど、最初の提示額と250万の差ということでありまして、その250万を出せば、地主さんは納得してもらえるんですか、これ。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） それは土地の単価の差分だけですので、相手の方が要求しているのは、平成13年から現在までの利息分、1,750万、相手は2,000万と言っていますので、2,000万ほどを買収で市からいただいたのと、それを預金する、そうなった場合の預金ですね、これも要求しますということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

わかりました。村山さん、大丈夫ですか。

（発言する者あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 さかのぼりますけど、先ほど私は、要するに土地の差と預けた場合の利子も含んでと言っているわけだから、向こうの言い分との差を言ってくださいということだったんですけど、すると、今の250万というのは土地の差だけだという、今、話でしたね。その金利も含めた分だと幾らになるんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） ざっと4,100万ぐらいです、相手が要求している額は。

（4,100万の声あり）

○経済建設部長（下廣信秀君） 4,100です。十何年間の民法上の5分の利息を要求している。実際の、銀行に預けたときの今現在の金利ではなくて、民法上の。ですので、額が、歩合が大きいです。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 理解できました。

○経済建設部長（下廣信秀君） よろしいですか。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 つまり、民法上でいう5分ということは5%、預けて5%の、要するに複利というか、ということていくと4,100万になるよと言っているということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） そのとおりでございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 相手との交渉をある程度して、それで難しい場合には、通常、土地収用の手段に入っていくのが普通だと思うんですけども、事前の説明を受けたときに、本道ならいいけども側道の用地なので、それはできないんだというようなお話でした。

それで、そういうものなのかどうかというのを、まず、国土交通省のほうに確認したんですが、そうすると、一概に、本道なら土地収用できるけれども、側道だとかのり面はできないというものではないと、ケースによって変わってくると、十分な合理性だとか公益性があれば認められるということでした。

また、実際にもし収用しようと思ったら窓口になる愛知県の用地課のほうに確認をすると、先ほどもちょっと、今までの答弁でも出てきていますが、平成26年の10月26日に1度だけ来られましたということでした。そのときに、側道の場合には迂回ができないかとかということも考えなければいけないので、簡単ではないというふうには伝えました。けれども、できませんとは伝えていませんよということでした。そのときに、今回は、要するに、そこをのり面ができないことによってそこを擁壁にしなきゃいけないという部分で1億1,100万というのが出ているわけですね。その部分の費用がかかるということについて強調された覚えはないということでした。

もし今回の経緯をお話しして、今回1億幾らかかるようになっているんですよというお話をしたら、その工事をしないことによって費用が非常にかかるということは十分、その分税金を投入するということになるので、公益性という面での判断の基準にはなりますよということで、土地収用ができないかできるかというときにはそういうことも判断するということだったわけですが、そうすると、先方に、県に対してはのり面に対して、のり面にできないことで大量にお金がかかるんだということを思って相談に行ったということはないということでもいいですかね、確認ですけど。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 平成26年の10月のときは、まず、本線にかかっていない、肝心なのはそののりが、たまたま今、こう傾斜ののりがいいのか直がいいのかいろんな工法を検討し、結果として、今回ですよ、できるということですので、施工が可能ということですので、代執行という権限を使わずに動きたいということで市が最終的に決めたわけですが、当時、そこまで検討されたかどうかというのはちょっと残ったものがないので、ただ、基本、16メートルの中であれば、すぐにやれますと。

それから、先ほどから何度もお話しさしあげているように、真っすぐでやれることが物

理的に可能かどうかという検討をして判断したと、今回、ということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、今回、どちらかという側道ができないということよりは、のり面が、そこができないことによって、それで1億円かかるということですので、要するにのり面にできないことで費用がそれだけかかるという認識を市として持ったのはいつぐらいのお話になりますか。つまり、用地買収はこのままだとできないと、そうすると、別の工事を考えないといけないと、そうすると、今回は具体的に1億と出ていますが、少なくとも多額の費用がかかるというふうに認識したのはいつぐらいのお話ですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） これ、想像で申しわけないですが、平成26年当時にはそういうことがある可能性があるのので県のほうに確認に行っていると思いますので、その当時から可能性としてはあるのかなという認識はあったと思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、もうその時点で認識していたのであれば、県の説明のときにも、もうその時点でのり面にできないことで多額の費用がかかるんだということも含めて言うべきだったと思うんですけども、今もう担当でないのと言ってもしようがないことかもしれませんけど、そういう主張をなぜしなかったのか。答弁、難しいかな。なぜしなかったのかということですけど。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 当然、市の担当としては、そんな代執行にいくようなことを考えて事務を進めているわけでもございませんし、当時から一生懸命交渉をしていたということでございます。

平成26年当時に、では、実際に具体的な検討をしたかというのは、していないと思います。金額ですよ。金額とかどの工法が当てはまるかというのはしていないと思います。ただ、可能性として、こののりができないので何とか早く買収していかないかという認識は当然持っていたと思うんですけど、当時、金額まで出してということはやられていないと思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 土地交渉の相手方については、あなたがこの買収に応じてくれないと、今回、1億という金額が出ていますけど、1億とまでは言わなくても、多額の費用がかかることになるんだと、ただ工事がおくれるだけじゃなくて、もしのり面ができないとそういうことになるんだという話はされてはいるんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 市のほうの工事のことを御説明しますと、それは市がやることだから私には余り関係ないよというような方でございます。ですので、自分の土地にかからずに市が工事をやってもらうのはどんな工事をしていただいても構いませんよというような内容のお話です。

ですから、工事概要そのものは、何回も説明に伺っていると。今回のここを鋼管でやりますよというお話は、実際にはしていません、市の中で工事をやってもらうんだったら構わんというようなお話を何回もしていますので。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 ということは、昨年末に今打ち切ったということですけど、具体的な1億幾らという金額が出たのはそれ以降かなと思うんですけど、つまり、1億ぐらい、買収に応じなかったことで、市が余分に工事にかかることになるということは、相手は知らないということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 1億円以上かかるということは知らないと思います。ただ、やり方が変わるので多額の費用がかかるというのは知っていると思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 これは鋼管ぐいの工事を、この1億円1,100万ですかね、これをやることによって、請負業者さんに、それ、利益というのは当然出るわけですよ。それをちよっ

と。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） わかりましたか。

答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 変更契約、今回、2億1,000万以上やらさせていただければ、それだけ請負代金がふえますので、当然利益はあると思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 そここでお聞きするんですけど、この、今、買収になかなか応じてくれない方というのは、何というのかな、請負業者さんだとかその下請さんだとかの利害関係があるような方かどうかというのは調べられていますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 市のほうで、利害関係人かどうかということを調査したことは一度もないです。ただ、一般的に、例えば元請さんになると思うんですが、元請さんの現場代理人さんとか何かであれば、中堅の会社ですので、そういう利害関係人を現場代理人に置くようなことは、私はないと思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 先ほどの相手との交渉の件ですけども、相手は、つまり今回買収に応じなかったことで、工事費としては1億円かかるということを知らないわけですよという話でした。

それを知れば交渉に応じる可能性もあるかもしれないと思うんですけども、一般的な考え方として、自分が応じないことで1億円かかるんだと、そこまでの金額だとは思わなかったというふうになる可能性だってなくはないと思うんですが、少なくとも一度試してみる価値はあると思うんですが、なぜ言わないんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 交渉を今まで重ねてきた中で、例えば、先ほどちょっと隣地の方の境界が決まらずに、隣地の方は私どもの交渉に応じて売ってもいいよと言って

いただいている、そういう経緯があったので、最後のほうに、境界立ち会いだけでもお願いできないかというようなお話をさしあげた。そのときに、私には全く関係ないことだと。だから、どんな工事をやろうが、好きにやっていただければいいと。ですから、私どもがここで1億円という話になれば、————いいんじゃないのというようなタイプの人です。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 これ、今回未買収のまま進めたいよというようなことだと思うんですが、これ、仮に、今後、この未買収の場所が買収できた場合というのは、これ、当初のとおり、側道を通したりとかということをするような考えはありますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 当然、地元とのお約束もありますし、近隣の方々は買収に応じていただいたわけです。その買収に応じていただいた方々に、今は前面の道路を使っているんですが、新たにそこに道路が配置されますので、正背地と申しますか、両面で使っていただくことも可能ですよというような説明をしておりますので、開通とはいきませんが、その部分だけを残し、ほかのところは使えるようにしたいというふうに考えております。ですから、開通していない、未買収のところだけ施工せずに、道路をつけるということです。

以上です。

（ちょっと違うねの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 済みません。将来も当然買収していきます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 買収に応じてくれるように交渉を続けていくというのは当然だとしても、この資料を見ると、平成26年の時点で残りがあと4件、実質的には、今回残ったのは、3件は実質1件と考えると、2件ですよ。

そこまで進んでいて、残りがそれだけ少なくなれば、通常感覚でいくと、両方収用の可能性も含めて進めつつ、買収交渉も続けるというのが当たり前だと思うんですけども、

強制収用の可能性をそれだけ排除するというのは非常に不自然に感じるんですが、なぜ強制収用をそれほど、土地収用をしないようにしようとするんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） その公共施設の重要性、例えば今回ですと、本線ではなく附属するのりになるよと、やる方法がありそうだということはわかっていたので、その中で、お金が幾らかかるといのはあれですけど、多分これをやる方法は全くゼロではないと、そうなった場合に、そこに配置する公共施設の重要性が一番肝になる。

豊明市として、先ほど言う本線は絶対通したいんですが、区画道路のほうは、通したいんですよ、通したいんですが、市民の権利を公共のほうは、何と申しますか、強制的にやるのが本当に必要かどうかということもやっぱり念頭に入れてやっていかないかんといいうふうに考えて進めておったと。ですので、26年の10月の段階で県に行ったのは、可能性としてあるので確認に行ったと思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、平成26年の時点で県に相談に行ったときに、1億とまで具体的な金額はわからないにしても、多額の費用はかかるであろうという想定のもとで行っているわけですけど、買収に成功しないと、買収ができないと、それだけ多額の費用がかかるということは、強制収用、本当はしないほうがいいわけですけど、するということとてんびんにかけてときに、多額の費用がかかるということはもうしようがないと、そういう認識だったということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 先ほども私、ちょっと申し上げましたが、その公共施設の必要性。ですから、区画道路というか、側道が本当に必要かどうか、市として。

やっぱり最終的な判断というのは、金額が出て、交渉がもう行き詰まってというのがない限り、交渉途中で、当然話がわかりますので、なかなかそれはできないと思います。ですので、今回も昨年12月の段階で判断させていただいた。それまでに、当然いろんな工法も検討させていただいて、代執行をせずにやれる方法があるのなら、そちらを私どもは選んだということです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 公共事業に対する土地の提供なんかは、全国各所、愛知県でも問題となっておるところでありますけど、私の記憶では、強制執行というのは成田空港までしか記憶がないんですよね。それで、近年においてそういったことがされておるのかどうか、ちょっとそこら辺を。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） ちょっと愛知県の事例のほうを調べてみたんですけど、まず、収用委員会のほうにかかった件数は、平成25年には2件、平成26年には2件、平成27年に1件あったということでした。

代執行のほうは、調べてみたんですが、ちょっとわからないということです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 先ほどの答弁が不十分なんですけれども、要するに、その工法をとると多額の税金を投入しなければいけないということも、公益性という面では重要なのではないかとっているわけなんですけど、それを軽視しているのではないかというふうに聞いたわけなんですけど、それは、それよりもほかの工法を選ぶんだと、収用するよりもそっちのほう、できるだけ収用しないということのほうが、1億円にしろ何にしろ、多額の税金を投入しなきゃいけないということとてんびんにかけたときに、多額の費用をかけるということは余り重視していないということではないんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 基本的には、先ほど私が申し上げたように、配置する公共施設の重要性、これが一番だと思います。それと、本会議場でも少し御答弁させていただきましたが、1億1,000万から、土地の代金、それと、通常やるのりどめ工の代金、こういったものを差し引いて、残りが7,300万円ほどありますので、そこが、どのぐらい、今後、仮にとめた場合、2年半から3年必要になってきますので、工事の請負契約の解除を市のほうからさせていただいて、そういったことにかかる経費を考えますと、十分代執行をやるよりもより合理性が高いということで、今回、変更契約をやらさせていただきたいということです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 それは、現時点から考えると、今やればという話ですよ。平成26年の時点で、多額の費用がかかるという認識はあったということですよ、金額はともかく。なので、そのときにはそれだけ多額の金額がかかるということを余り重視していなかったのかという、そういうことです。今のお話だとそういうことなんだろうと思いますけど、構造的にできるんだったらお金をかけてもいいということですよ。収用を避けて、お金をかけてでもやればいんだと、そういうことですよ。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 私どものスタンスは、先ほど申しましたように、公共施設の必要性が、全て必要性、高いんですけど、より高いものなのかどうかというのがまず一番に来るよ。先ほど言った、議員がおっしゃるようにお金が全くゼロということは、私はないというふうに考えます。ですので、今回こう上げさせていただいたときに、そういった検討も含めてやらさせていただいておるということです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 つまり、いろんな要素があります。その施設の重要性、私はその次に、税金をどれだけ投入するのか、税金を、どれだけ投入を抑えられるかということが2番目に来るんじゃないかと思うんですけど、普通は、その次に、土地収用しないといけないかとかということがかかってくると思うんですが、今の判断だと、2番目にもう収用するかしないのほうが先に来て、それで金額のほうは軽視しているという、そういう判断をしたというふうに聞き取れるんですけど、それでいいんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 16メートルの範囲にあれば、もうすぐに強制です。そこに擁壁をつくるだけのスペースが、斜めの、あるかないかという話ですので、スペースは2メートルほどありますので、そこに何をつくるかというのは、実際に26年当時ははじいていないんですが、当然、斜めよりも高くなるという認識は、担当者は持っていたと。

お金が1番なのか、何が2番なのかって、これ、やっぱり総合的に全部見て、最終的に

判断していくことになると思います。金額も当然大事なことの1つだと私は認識しております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 先ほど収用の手続等で二、三年かかるということでありまして、議案からちょっと広がっちゃいますけど、恐らくそれをかけてもですね、地権者にしては当然異議申し立てをしてくると思うんですよ。そこら辺の話も恐らく、したか考えられたかどうかわかりませんが、その辺、ちょっと聞かせてください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 相手との交渉の中で、法的な手段も考えているということは、相手の方、言ってみえますので、その可能性は高いと思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 そうすると、地主さんとしては異議申し立てもしますよというふうになっていいわけですね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 余り個人に踏み込んだ話は避けていただきたいと思いますが、答弁できます。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 個人情報になりますので、ちょっとこれ以上は控えたいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 本会議質疑のちょっと確認なんですけども、今解約すると8,600万円、30%の根拠と、何か事例みたいなものを握っていれば、お願いします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 本会議場でも御回答をさせていただいた部分で、この3割というのは、根拠はございません。仮にです。仮に3割ならということで、基本的に、今、元請さんがもう発注している契約分、そういったものは請求される可能性が非常に高

いと。それから、事前買った材料、そういったものは請求される可能性が非常に高いと。

ですので、2億8,000万ほどの残工事がありますので、そこで仮に3割ならということでお話のほうをさせていただいておりますが、じゃ、29年度1年だけでというお話ですので、もう契約は下請とはしているはずですので、継続で動いている事業ですので、そういったものが下請、孫請から元請に請求され、それが市のほうに請求してくるということでございます。それが仮に3割ならということでお話をさしあげて、根拠というものは、実際に請求を受けてみないとわからないという部分があります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 それは相手に聞くことはできないのでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 例えば相手の元請に、契約解除するから出してくださいということで、ずっとそれだけ作業が必要になってくるわけですね。ですから、契約解除という念頭がないのに、そういうことを元請さんのほうにやっぱり請求することは、なかなか非常に難しいのかなと。だから、実際に解除するという判断になったときにやるということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 収用の手続に入った場合に2年半ぐらいかかるというような話でした。専門家に話を聞くと、大体、今回のケースというのは単純なので、1年かそこらだろうという話でしたが、その話だけでもいけないので調べてみました。

そうすると、東京都がたくさん収用をやっているのでもそこで調べてみると、東京都の収用委員会が統計を発表していて、平成23年度から27年度まで168件の収用を扱っています。最短は、申請から裁決までが146日です。5カ月かかっていないということですね。最長は1,081日。それでも3年はかかっていないということです。平均値は、年度によって長短がありますが、390日から470日、1年から1年半。大体、専門家のおっしゃるぐらいの感覚です。

もちろん東京都と愛知県は、東京都はなれているということもあるかもしれませんが、でも、それほど、2年半というのは非常に長く感じるんですけども、その2年半かかるとい

う根拠を教えてください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） これは、愛知県のほうに確認をとらせていただいて、収用の事前協議でおおむね1年、それから、事業認定をするのに半年、それから、今度、実際に収用委員会のほうに出してから半年、それから、次に代執行に入る手続を踏むのに半年ということで、おおむね2年半ということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そのことを、かなり長いという認識を持っているということで、愛知県にも確認をしました。そうすると、こういうケースの場合どうなんだというのをけさ聞いたんですけど、1年かちょっとで出るという可能性はあるよという話でした。事前協議に1年かかるとおっしゃいますけれども、普通はそういうものも含めた、県とのやりとりなども含めて3カ月から6カ月で申請ができるのが普通だそうです。

なので、可能性として考えられるのが、つまりもう2カ月に1回しか行き来しないとか、そういうペースでやれば、それは1年かかるかもしれませんが、要するに市のやる気次第で幾らでも期間というのは短縮できるはずなんですけども、それだけかかるよということは、もし収用をやれと言われたらそれだけ時間をかけますよということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 私どもが今お話ししたのは、県のほうにおおむねどのぐらいかかりますかという聞き取りをさせていただいた数字ですので、最短でこのぐらいかなということで聞いておる数字です。これは相手からの訴訟は一切含まれておりませんので、それが相手から訴訟を受ければ5年なのか10年なのかはちょっと不明な部分になります。

通常の手続だけで、今、議員がおっしゃるように、やる気があって、2年半と踏んでおったのが2年か1年半になるかも、それは実際にやってみないとわかりませんので、ただ、事前に聞いているのはこのぐらいだと。ただ、それはあくまでも私ども行政だけの手続の話で、今度は相手から言われますので、訴訟を起こされますので、それは含まれていないということですので。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

○富永秀一委員 判決が出ましたと。それについて不服がある場合には、補償額が不満であれば当事者訴訟というのを起こすと。それ以外が不満であれば、例えば取り消しの訴訟とかを起こすわけですけども、これは土地収用法の第134条で、そういう訴訟の提起があったとしても、土地は買えます。工事もできます。裁判は裁判でそのまんま続ければいいんです。それが5年かかろうが10年かかろうが工事ができちゃうわけですから、別に1年か1年半かすれば、もうできるわけですよ、普通に頑張れば、頑張らないとだめですけど。

そう考えると、2年半もかかるから工事をとめなきゃとか、契約を解除しなきゃという大きな話ではないと思うんですけども、どういう認識ですか。訴訟訴訟とおっしゃるけれども、訴訟が起きようが起きまいが工事はできるんですけど、そういう認識はありますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） まず、仮に2年半と、私、言いましたけど、1年半でできるとなったとしても、1年以上は現場があきますので、もうこれは契約の解除という認識は、私は持っております。半年を超えた分ですね。継続的に工事をやれる場合であれば別にいいんですけど、完全に1年以上ストップさせるということであれば、解除をしていかないかんというふうに考えております。

裁判になって、裁判の中身にもよると私は思うんですが、収用委員会の決定が出て代執行の手続に入れば法でどんどんやれますので、ただ、相手がどんな訴訟を起こしてくるかはわかりませんので、それはここでこうなりますというのはちょっとわからないというのが現実です。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 それはどれだけかかるかは関係ないんですけど、工事ができればいい話だと思うんですけど、裁判を起こされるので工事にかかるのがおくれるという認識だったんですか、もしかすると。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 当然、裁判が入ってこれば、それに対応していきますので、おくれる可能性はあるという認識を持っております。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 土地収用法で、もしそういう裁判が起こされても、それはできる、売却もしてもらえて、売却というか、収用もできて、工事もできることになっているわけですが、だから、裁判がどれだけかかろうと関係ないと思うんですが、そういう認識ではないということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 委員がおっしゃるように、収用委員会で裁決が出た、そこで、代執行の手續、いいですよ。代執行に入るときにまた手續が必要になりますよね、いろんな。その中で裁判を言われると、そこで1つずつ片をつけていくということをしていかないかというふうに考えております。時間がかかるのかなど。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そういうことにならないように法律で決められているわけで、訴訟は訴訟でやって執行できることになっているわけですが、なぜそれだけかかるというふうに考えておられるのでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 先ほど申したように、例えば、先ほどは代執行に入る前の話をしましたが、今度は収用委員会の裁決が出るまでに裁判がある可能性もある。そういうことも考えられますので、その都度やっぱり対応していくということで時間がかかるということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 もし裁判になったとします。恐らくは請求が棄却されて、訴訟費用も先方払いで勝訴する可能性が非常に高いと思いますけれども、もし仮に、例えば周辺で買取をした金額よりも高い金額を払いなさいという裁判の結果になったとしても、それはここまでやった上の話なので、これまでに契約した人から大きな不満は出ないのではないかと考えられますが、それについてはどう思われますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） それは、私どもの今まで取り組んできた用地交渉の経緯を収用委員会のほうにきちっと話させていただく、そういったことの中で公平公正にやっていきたいということで、単価の調整みたいなことは、相手も折れませんし、私どもももう折れないということですので、不可能かなと思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 全然今の質疑に対する答弁になっていないんですけど、もう一度言います。要するに、裁決に不満ですと、裁判になりましたと。それで、こっちは、当然、これだけの金額しか出せませんよと言うと。だけど、どっちかという相手側寄りの結果が出て、それをもし余分に払うようになったら、それはもう従うしかないと思うんですけど、そうなったとしても、それは今まで買収してきた人たちにとっても、不満かもしれないけれども、でも、ここまでやった結果なんだからということで大きな不満はないだろうと思われるんですけど、それはどうですかという話です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） それは仮定ですので、この場でやっぱりそういうことができるかできないかというのは、なかなか返事ができないという部分です。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 ちなみに、このくいを打って擁壁をつくるという工事をやった後、もし用地買収ができた場合にはどう処置されるんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 買収をするときの当時の価格で買わせていただく。

○富永秀一委員 いやいや、じゃなくて、その場をどうするのか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員、もう一回。

○富永秀一委員 ごめんなさい。そこの、抜くのか抜かないのか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） まず、今あるくいの頭部を、邪魔になるところは溶接で切って、道路をつくります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 出していただいた資料なんですけれども、平成13年3月9日から24年2月8日まで10年ぐらいあいているんですけれども、これは耐震ということだったんですけれども、耐震だけで10年間何もしなかったということなんでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） そのとおりで、小中学校の耐震補強を急いだということですので、そういうことです。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 金額的なことだけで10年もほかっておくというのは私にはちょっと納得できないんですけれども、買収するのに何千万か何億かかかると言うんですけれども、基金を取り崩すとか方法はあったと思うんですけれども、10年間も何もしないというのがちょっと私には理解できないんですけれども、お願いします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） この平成17年当時、市の政策として方向づけが出たものですので、そういうことで10年間買収ができなかったということですので、もう、これ、あくまでも政策で動いていたということです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 この議案が仮に通過したとしてこの工事をやったとすると、開通がいつぐらいになるのかというめどは立っていますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 前回の6月のときにいろいろお認めいただいた内容があ

ったかと思うんですけど、そのときに工事を中止しておったりとか、あと、新しい工種がふえまして、約3カ月おくれておりました。今回、新しい工種ということでこの鋼管ぐいの工事をやらせてもらいますと工事に5カ月ぐらい要しますので、合わせて8カ月ぐらいがちょっとトータル的におくれるということになりまして、今の予定でいきますと、平成30年の11月末ぐらいまで延びるというふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 公共用地の買収に応じた場合には、その補償金について5,000万円までの控除が受けられますね。これは所轄税務署と事前協議をして、その後、買い取りの申し出を行った日から6カ月以内というふうになっているわけですけど、今、買収の交渉をしている相手とは、税務署とも相談した上の金額を提示しているんですか。だとすると、そこから6カ月ということになりますけど。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 税務署の協議は全体的に、トータル、最初、全体で協議をしておりまして、その都度、補完という手続がありますので、年度ごとに買うたびに一度協議をし直すという形になっておりますので、例えば今回の人がまとまったのであれば、当初の協議の補完という形で手続を踏んで買収することになります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 それは控除が受けられるという意味ですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 控除対象になります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 地山補強の件について聞きたいんですけども、これ、たしか前に減額したときよりもアンカーの径が、これを見ると太くなっていると思うんですけど、こちら辺についてちょっと説明してください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 当初の設計ですと官民界いっぱいまでアンカーを打つことになっておりまして、そこへ薬液注入をすることによって、地盤、宅盤のほうが少し上がってしまうというおそれがあるものですから、ちょっと工法を見直しまして、官民界から手前にアンカーを引きまして、その分、削孔の径を60ミリから135ミリにふやしまして、摩擦抵抗でもたすという形に変えたものですから、その部分の変更の増額になっております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 委員さんにお聞きしますが、まだ、質疑、ありますか。

（まだあるの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） それでは、ここで10分間休憩といたします。

午後 1 時 5 9 分休憩

午後 2 時 9 分再開

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 私の答弁の中で、個人情報に係るものが、例えば——
——とか、それから——
——のためとか、——
——とかという個人情報の話を答弁しましたので、このあたりを考慮していただいて、削除のほうをお願いしたいと思います。今後気をつけます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 議事録のほうの精査をさせていただきます。

質疑のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 これまでの話で、もし収用に入ったとしても恐らく1年から1年半で結論が出る可能性は高いですが、もっと早くできる方法として、補償金仲裁制度というのがあります。これを御存じない委員のためにちょっと説明も加えながら質疑いたしますが、これ、補償金額だけが争点となっている場合に、第三者、具体的には収用委員の方に間に入ってもらって判断してもらおうというもので、その判断というのは確定判決と同じ効果を持つと。あっせんだとそこまでないんですけど、仲裁という制度をとれば確定判決と同じ効力を持つと。つまり従わなければ民事執行もできますよというものなんですけども、過

去の例を見ると、判断は6カ月程度で出ているものも見ました。また、それが不服で訴訟になったとしても、それでも1年で、そこでは結論が出ていました。

この仲裁制度について検討をしたり、あるいは先方に提案したことはありますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 仲裁制度は、私ども行政側と、それから相手側が双方に仲裁申し入れが必要な案件でございます。相手の方がこの仲裁というようなことをやっていただけるというようなことは、交渉の中ではないというふうに感じております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 難しいだろうと感じているということで、実際には提案していないわけなのでわからないということですよ。もし仲裁制度を活用したいといったときに、これまでの話だと相手は金額のことをずっと言ってきているということですよ。それだけではないかもしれませんが、もしそれが金額のことであれば、合意できる可能性あるかとは思いますが。

1つ、それが試金石というか、それでわかることが、土地収用の手続に入った場合、裁判が出た後、金額を問題にする当事者訴訟であったら、これはもう本当に確実に、あと金額だけの話なのでそれは放っておいて、すぐに工事に入れる。

ただ、そうではない、工事自体が反対だという場合には、これは金額のことを争えないんですけど、取り消し自体を求める、その工事自体の取り消しを求めるという訴訟に入る場合もあります。それでも工事はできちゃうんですけど、それで負けると原状復帰しなきゃいけないというリスクがごくごくわずかあるわけですけど、まず勝つと思いますけど、それもなくなるわけですよ。

つまり金額の話に応じるということは、収用に入ったとしても、もし訴訟になるとしても当事者訴訟であるということがわかるわけなので、それを確認するためにも仲裁制度というのがあって、金額のことを争えますよ、第三者に判断してもらう方法がありますよということを提案する価値は十分あると思うんですけども、いかがでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 私どもが何回も交渉を重ねてきた中で、そういったことに応じていただけるような方ではないというふうと考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 これ、今回、矢板を残置するというようなことがあるんですが、その中の説明に周辺宅地への影響を考慮してというふうにあるんですけど、これ、影響ってどんなような影響が出ますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 矢板を引き抜くことによって、この辺の周辺の土質がちょっと粘土質が強くて、引き抜いたときに恐らく、現場でも調査したんですけど、土が一緒について抜けてきてしまうんですね。そのすき間があくものですから、そこへ砂を充填しながら埋めていくんですが、やはりどうしても民地側の土がそのすき間に寄ってきてしまうということで、周辺の宅盤が下がったり、なおかつブロック塀が壊れたり、あと、家にクラックが入るというおそれがちょっとあるものですから、市民の方々に御迷惑をかけられないので、この辺をいろいろ研究しまして、残置という形にさせていただきました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 これ、たしか矢板って、6月議会のときにリースの期間を延ばしたという記憶があるんですが、このリースが終わってからの買い取りということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 今、現段階はリースなんですけど、今回お認めいただければすぐ買い取りに変えるということです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 引き抜くとそういう影響があるというのは、どのぐらいの確信度というか、どこか抜いてみたら周りが本当に土が盛り上がってきたりという例があって、このままだと影響が出るぞということが確認されたのか、それとも、土質を考えるとそういう可能性があるよというふうに聞いて安全策をとろうとしているのか、どうですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 請負業者のほうでも、現場のほう、立ち会って、土も見ました。その調査した結果、請負業者もかなり実績があるものですから、いろいろな今までやった工法、いわゆる実績を勘案しながら検討した結果、今回についてはやはり影響が出る可能性が高いということで、今回のふうに、残置に決めました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、ちょっと家から離れたところを1本抜いてみたとかということはやっていないということで、実験をやったわけではなく、あくまでこの土質から想定されるということですね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） そのとおりで、解析に基づくものでございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 土質の調査というのはもちろん事前にもやっていると思うんですけども、そうすると、そういう可能性があるということは工事前から想定できたのではないかと思うわけですが、そうであれば最初から購入していればいいんじゃないかというふうに思うんですが、もし最初に購入した場合、この1,620万円ですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 最初から購入して残置という場合にはその金額でございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、買い取りを想定している時点までのリース代金というのは幾らですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） ちょっとその辺がまだ計算がしてございませんので、大至急、ちょっと出してみます。しばらくお時間をいただきたいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 後ほどでいいですか。

(はいの声あり)

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 1日なのか週なのか月なのかわかりませんが、その単位当たりのレンタル代というか、リース代ですかね、というのは幾らなんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 6月議会のとときにたしかリース代をお認めいただいたと思うんですけど、そのときは鋼矢板と敷鉄板を合わせた代金になりますけど、そのときは約1日8万1,000円というふうに私はちょっと記憶しておりますので、恐らくリース代としてはその金額になると思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 それは仮設の道路の部分も含めた金額ですよ。今回残置するのは矢板だけですよね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） ちょっと資料を見んとわからないものですから、少しお時間をいただきたいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 後ほどお願いします。いいです。ないと……。

(ないと、少しの、要するにそれ以外の部分の声あり)

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 議案のほうを質疑してくださいね。

富永委員。

○富永秀一委員 では、この矢板の件はちょっと計算しておいてもらうとして、ちょっと戻って、例えば仲裁を使うにしても、あるいは収用をするにしても、市の職員の皆さんがそれだけまた勉強して県と交渉してという物すごく時間がかかる、手間もかかるというのはわかるんですけど、そういうことを対応するプロというか、国土交通省が認めている補償コンサルタントという制度があって、そういう協会もできているわけですけど、この辺でも10者ぐらいあるらしいです。そういうところを使うともう、書類をつくったりとか、そういう県等のやりとりというのもやってくれて、非常に短期にできるらしいんですけど、そういう制度は知っていますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 今、委員がおっしゃるように、制度というよりも、そういうことをやっていただける業者さんというのがあるというのは知っております、それだけではありませんが。そういったところを使って今後やっていったらというお話なんですかね。

済みません。以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 要するに、普通1年ぐらいでできるのが2年半ですよと言っているということは、それだけなれていませんということだと思んですけど、そういうことも補償コンサルタントをうまく使えば、もちろんただじゃないわけですけど、それでも1億幾らをもしそれで削減できるのであれば十分活用する価値もあるのかなということも念頭に、今までそういうことを検討されたかどうかというのを聞いているんです。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 私どもは、冒頭から申し上げているとおり、代執行に踏み切らない方法で検討しておりましたので、そういった検討はしておりません。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 この議案を仮に可決したら、さっき平成30年の11月末に開通予定ということだったんですけど、これ、仮にはいかなのかな、今、当局さんが考えていた代執行の手続、2年半だとか、そこから裁判とかもあると思うんですが、そういうのを踏んでいたとすると、どれぐらいのところで供用開始できるのかというのって計算できていますか、どれぐらいかかるのかという。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 先ほどから申しましたように、2年半が最短ということですので、2年半は最短で、ただ、それに、私どもが今まで交渉した中ではプラスアルファがあるというふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 この資料の中で、買収相手より最終的に交渉を拒絶されたとありますけども、この具体的なやりとりをお願いします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 相手からは、相手側の主張が繰り返されるだけでございます。私どもの主張も、従来どおりの単価でということで交渉したということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 交渉を拒絶されたとあるんですけども、交渉もできなかったということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 基本的に、この12月26日に、私どもは市長と一緒に行っていただいて交渉したわけですが、その前からもう拒絶は、ちょっと前ですけど、ちょっと前からもう来るなというようなことは言われながら押しかけていたというような状況でございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 今の件について補足ですけども、私、11月25日に行って、4時ごろから5時過ぎまで話、してきましたときに、これは向こうも最後だという言い方をされました。

12月26日に、市長、私、部長以下、行って、4時からまた1時間半ぐらい外で話したんですけど、悪いけどこれで終わりにしてくれとはっきり言われまして、それが拒絶だと、そういうふうに我々としては考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 結局38回行っているわけですけど、こちら側からは、もうただ、今の評価額で買いたいということの、言えない範囲でいろいろ提案はしたかもしれませんが、基本的にはその一点張りですとずっとやってきたと、そういうことでいいんですかね。

要するに、それだけ、何回来ようとそれしか言わなくて、例えば仲裁制度の話もしない

し、収用するかもしれませんよという話もしないで、ただただ、ひたすら、これで買いたい、これで買いたいと。これは、それはまあ、もういいですとなるだろうと思うんですけど、そういうことですか。ずっとそれしか言ってこなかったということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 当然、単価を上げるとか、それから利息を払うということは全部拒否しておりますが、そこはいろいろと、お話は当然さしあげているという状況です。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（発言する者あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 先ほどの……。しばらくかかりますかね。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） ちょっとしばらく、もうしばらくお待ちください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） じゃ、どうしましょう。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 本当の概略でよければ、前回、図面のほうをちょっと見ていただくと、黒の部分と赤の部分が矢板になります。第5回変更契約の平面図というのを見ていただきますと、仮設鋼矢板残置というのが今回買い取りさせていただく部分です。それ以外に黒の部分は引き抜きをするような形になっております。

ですので、これ、3分の1ぐらいがということであれば、8万1,000円の3分の1。敷鉄板が入っていますが、やっぱり一番高いのは。ですので、3分の1、4分の1程度で計算すれば、8万1,000円の4分の1だったら1日2万円ですか、2万円ぐらいの賃料が、差が出てくるということですね。早目に買っておれば、当初から見込んだものが、1日当たり2万円ぐらいが浮いてくるということですね。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 単価として恐らくそのぐらいということですよ。結局、買い取りを想定している時点までのリース代がどれだけというのは、まだ今計算中ということですよ。

恐らく仲裁制度には応じないだろうという話ですが、もしそういうことを言った場合にできたとすると6カ月ぐらいでできる可能性もあるわけですけど、先ほど、半年以上、もしとめるんだったら、もう契約解除をしなきゃという話でした。

そこまでに行けるか行けないかの判断はもっと早期にできると思いますけれども、その場合には、例えばのり面の工事などはまだまだありますよね、その先の工事まで。その部分を残してほかの工事を進めるということであれば、工事は一切とめずに、その部分が、その方法、仲裁なり、あるいは早期の収用、和解なりができるかどうかもう一頑張りする間、特に工事をとめずにできるという期間としてどのぐらい考えられますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 今回、2期工事分を施工するに当たり、その施工手順というのを請負と相談しながら決めていくわけですが、道路のボックスカルバートができたはなに、できるのがおおむねことしの6月か7月ぐらいですので、そのボックスカルバートの中を重機が通って工事を進めていくというような形を踏んで、例えば、今、委員がおっしゃるように、片側だけを残して、崩れないようにという意味ですよ、工事を施工することがほぼ不可能です。ですので、やるなら同時にやっついていかないと施工ができないという状況がありましたので、同時にやらないとできないということです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 いつなんですかということです。要するに、そこを残したまま、とりあえずそこを保留にしたまま工事を続けられる。要するに、今、この部分ですよ。この部分までかからずに、とりあえずここの中を、重機、進んで、影響が出ない直前まで行くのがどのぐらいですかと聞かんとしている。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） おおむね6月です、ことしの。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 先ほどの富永委員のリース代の金額ですけど、最初から買い取った場合、この矢板についてのリース代が1日1万4,000円、敷鉄板を抜いて矢板の部分だけ考えますと1万4,000円ということで、約500日でしたので、ざっとですけど約700万円になります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 つまり、最初から買い取った場合に比べて、その判断が最初にできなかったことによって700万円余分に払ったということになるのかなと思いますが、例えばリース代をこれまで払ってきたことによって、買い取りの金額をちょっと安くしてよというような交渉も十分やればいいんじゃないかと思うんですけど、最初買った金額も1,620万円ということなので一切交渉していないということになりますけど、その交渉はする予定はないんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 買い取りとか、この辺は、県のほうの基準がございまして、買い取るという基準がありますので、その県の単価で積算しております。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 その買い取りの金額というのは、新品と、もう埋まっておる状態の中古で同じなんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 買い取り価格は、新品ではなくて中古という形で出させていただきますので。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そうすると、最初からそのつもりであれば新品で買ったときの金額ということになりますよね。だから、違うんじゃないかと思うんですけど。現在、もう中古の状態になっているから1,620万円ですよ。最初からもうそれは放置するとか、残置するつもりで買っていた場合と金額が、それ、一緒になるんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 矢板のリースは基本的に、新品で買ってということも現場ではあると思いますが、リース品ですので2回とか3回転用したものもある。ですが、リース価格はリース価格、それから、買い取り価格はそのときの鉄の単価で買い取るということになります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 ちょっとどういう形で対応するかを相談もしたいので、暫時休憩をしたいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） どれぐらい。

○富永秀一委員 とりあえず……。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 暫時ですね。

○富永秀一委員 とりあえず暫時で。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 暫時休憩の動議が出ましたが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） それでは、暫時休憩といたします。

午後2時30分休憩

午後3時17分再開

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

富永委員。

○富永秀一委員 修正案を提出したいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ただいま富永委員より修正案の提出の動議がありましたが、文書にて提出願いますが、速やかに、もうできていますよね、お配りください、事務局のほうから。

（事務局修正案配付）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） お手元に配付いたしましたとおり、富永委員より修正案が提出されました。

（発言する者あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ちょっと静かにしてください。

提出者より説明願います。

富永委員。

○富永秀一委員 今回の未買収用地に伴う対策工事費ですが、これは、特に鋼管ぐい工というのは、適切な対応をとっていけば不要であったのではないかと考えられます。この土地の用地買収に取りかかったのは平成13年であり、そこから、途中、中断があったとはいえ、13年程度交渉して困難が予想された時点で、県に土地収用の可能性についてもっと綿

密に相談しておくべきだったと思われませんが、相談に行ったのは平成26年の10月26日の1回きりでした。

そのとき県からは、本道の場合と違い側道用地の場合は、本当に必要なのか、迂回できないのかなどを考える必要があり、簡単ではないとは言われたものの、絶対できないと言われたわけではありませんでした。また、今回の対策工事費はのり面にできないことによって発生しているものであり、この土地が買収できないとのり面にできないために多額の費用がかかるという観点から相談していれば、その時点で土地収用できる可能性が示されていたと考えられます。しかし、実際には、側道の場合は土地収用できないものと思い、また、多額の費用がかかる認識を持っていながら、税金の投入を少しでも抑えることよりも、買収に応じない人の土地を収用しないことのほうを優先し、それ以上県に相談することもなく、ひたすら当事者と繰り返し交渉を重ねるだけでした。

また、平成13年の土地収用法改正によってできた補償金仲裁制度は、今回のように補償金額が争点となっている場合にこそ活用すべき手段ですが、その方法を模索することもされませんでした。

適切な時期に仲裁制度の活用や土地収用の手続を始めていれば、現時点では既に決着済みとなっている可能性はかなりあると思われます。そうした早期の多様な手段の検討を行わなかったことについて、大いに反省してもらう必要があると思えます。

今となっては時は戻せないわけですが、補償金額だけが争点であることが先方と確認できれば仲裁制度が活用でき、早ければ半年ぐらいで結論が出ます。

また、先方に、のり面の工事ができないことで1億円以上の費用がかかることも伝えていませんでした。そのことを知れば、最初を買収に応じてくれる可能性はゼロではありません。

もし土地収用の手続に入った場合も、専門家の力もあり、やる気になって取り組めば、1年から1年半で結論が出る可能性は十分にあります。

一方で、工事を中断もしくは一旦契約解除をした場合の違約金の試算は曖昧で、根拠がないことがわかりました。一方で、仮設の矢板残置に係る部分については、これは購入を先送りにすると、毎日1万4,000円というリース代がかかるということがわかりました。また、のり面の当該用地以外の部分についても、特段に工事をとめる理由はありません。

そこで、最初の鋼管ぐい工の部分だけを取り除いた金額にした修正案を提出いたしました。具体的には、工事請負契約の変更（国庫補助事業 道路築造工事）の一部を次のように修正するというので、記、4、請負契約金額中、変更後11億6,894万3,400円となっているところを、変更後10億5,794万3,400円、1億1,100万円を除いた金額に改めるというも

のです。

この部分は先送りにして、もう少し交渉をしてから結論を出してもいいのではないかと
いうことです。これについて先送りにすることによって特段の不利益があるとも思えませ
んのので、皆さんの御賛同をいただきたいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ただいまの修正案に対して質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

村山委員。

○村山金敏委員 当局にちょっとお尋ねいたしますが、これを修正しますと、工事の進捗
だとかそういったものはどういうことになりますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 平面図をちょっと見ていただきたいんですが、ここの中
で、鋼管ぐいが青色で塗ってありまして、地山補強工が緑の部分になります。1期工事の
ボックスカルバートが終わりますと、この今の2つの工事に入っていくわけですが、工程
の流れとして、私どもの考えとしては、まずは鋼管ぐいを打たせていただきます。

それにあわせて、緑の部分の地山補強工についても、地山を上から掘削しながら下がっ
ていくという、そういう工法になっておりますので、鋼管ぐいだけやめるというわけには
いかないんです。このセットであくまでも工事を施工していかないと道路のほうは築造で
きないというのが現状になっておりますので、私どもとしてはあくまでもこの工法2つセ
ットでということ考えております。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 そうすると、工事自体の進捗はおくれる方向になるということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 今回この鋼管矢板をお認めいただけないと、やはりどう
しても工事がストップしてしまいますので、工事はさらにおくれていってしまうというふ
うに考えます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それはどれぐらいになりますか、期間。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 期間自体は、やっぱり鋼管と、先ほど申しましたようにセットなものですから、ここでお認めをいただかないととまってしまうという形になってしまいます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 期間でございますが、例えば今、きょうが2月でございますので、6月まで延ばすとなると5カ月後に発注になってきますので、5カ月分延びることになります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 5カ月延びるということは、先ほども問題になっておりましたけど、工事費そのものはふえることになるのかな。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 工事を解約せずに一時中止ということであれば、その分の現場の経費と下請さんに払っていく費用、元請さんが、こういったものは当然ふえるというような形になります。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それはおよそ幾らぐらいになりそうですか。出ます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） わかりますか。

おおよそでいいですか。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） まことに申しわけないですが、金額のほうは、やはり元請さんが、下請、孫請、それ、どの程度と契約しているかというのが把握できていませんので、なかなか難しいのかなと。仮に、本当に今議会でこの修正案でいくということになれば、すぐにでもはじいて、その部分をまた変更の追加になるという形で組まさせていた

だくことになると思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 今、追加って言われましたけど、追加工事。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 追加の工事ではなくて、一時中止しますので、その中止期間の業者さん、元請さんが下請さんに払う費用や何かが、私どもに請求される可能性があるという意味でございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） これにて原案に対して質疑に戻ります。

原案に対して質疑はございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

議案第1号に対して修正案も提出されていますので、討論は修正案も含めて行います。

討論のある方は挙手を願います。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 それでは、議案第1号の原案に反対、修正案に賛成の立場で討論いたします。

いろんな議論が尽くされましたけども、何点かちょっと納得のいかないことがありましたので述べさせていただきます。

まず、地権者への丁寧な説明というか、資料も渡されていないということで、なかなか地権者の方も、どんなふうになるのか、どんな工事がされるのかということもわかっていないということだと思います。

それと、政策で決まっているとはいえ10年もほかっておけば、庁舎の耐震のように、インフレスライドで資材の高騰とか何かは当然予測できるわけですよ。そういうことも勘案すれば、これは誰がこう、上のほうに、申請して続けるべきじゃないかと、そういうことも何かされていないみたいなので、あとは、この工事についてはたび重なる工事の変更もありましたし、なかなか市民にどうやって説明していかかわからないということで、反対といたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それでは、議案第1号 工事請負契約の変更について、原案に賛成、修正案に対しては反対ということで討論させていただきます。

いろいろ質問の中でございましたが、このまま進めれば何とか住民の期待に応えられるように早期に工事もできるということで、今、何が必要かということを考えますと、このまま、途中ではいろいろなことが出るかと思いますが、続けていかれるのが幸いかなと思っております。

修正案のほうですが、今、中止されると、先ほど部長、答えられておったように、ほかの費用も発生したりだとか工期もおくれるようなこともございます。

といったところで、原案に賛成といたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し採決に入りますが、挙手しない委員の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第1号の採決は挙手により行いますが、挙手しない委員は反対とみなすことにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 修正案が提出されましたので、会議規則第138条の規定により、富永委員の修正案、原案の順に採決を行います。

初めに、富永委員提出の修正案についてお諮りいたします。

富永委員提出の修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

賛成少数でございます。

続いて、原案についてお諮りいたします。

議案第1号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 賛成多数であります。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第2号 豊明市有料駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議場で近藤都市計画課長より提案説明を受けていますの

で、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○建設消防委員長(毛受明宏議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 これまでは3カ月という定期料金があつて、それが月決め料金になることでなくなるわけですけど、もともと、これ、3カ月であつても割引がなくて、単純に月額を3倍しただけという存在価値がよくわからない定期料金だったわけですけど、一応、この際になくした理由というのがあれば教えてください。

○建設消防委員長(毛受明宏議員) 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長(近藤 潔君) 今回の業務委託の見直しの中で、集金のほうも業者さんのほうに頼むということで、今、富永委員が言われたように、1カ月も3カ月も一緒ですので、事務の総合性を考えまして1カ月だけにしまして、毎月の引き落としという形にさせていただきたく思いますので、このように決めました。

以上です。

○建設消防委員長(毛受明宏議員) ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 条例の中の別表第4は生きたままということによろしいですか。別表第4はなくなるのか。となると、別表第3が生きるわけですね。

○建設消防委員長(毛受明宏議員) 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長(近藤 潔君) 別表第3につきましてはそのままでございます。

○建設消防委員長(毛受明宏議員) ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 24時間営業にするということですね、南の地下のほうも。ということで、結構、あそこ、夜暗くなると、人もいないと、なかなか、何だろう、夏の夜とかに若者がたまたりだとかということも考えられるんですが、そういうものの対策について何か考えていますか。

○建設消防委員長(毛受明宏議員) 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 現在、監視カメラのほうが4台あるわけですが、今回の委託でさらに6台を加えまして、10台でしっかり監視していきたいと思いますので、ということで、今、10台で考えておりますので、大丈夫だというふうに認識しております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ということは、あそこの南の地下のところは人がいなくなるということですかね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 今まで、現在、シルバー人材センターのほうに委託しておったところを、シルバーさんのほうの委託をやめまして、今回、議場でも御説明しましたように、北と南の駐車場をあわせて委託をするということになりましたので、地下駐車場につきましては監視カメラで管理をするということになっております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ということは、これ、今回の改正では回数券もたしか生きたままだと思わんですが、この回数券の販売についてはどういうふうになりますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 今まではシルバーさんのほうで売っていただいていたんですが、シルバーさんが廃止となりますので、一旦は市役所の都市計画のほうの窓口で販売することを予定しております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 市役所の窓口ということは平日だけということだと思わんですが、これ、例えば土日とかだと、今、南部公民館とかがいていると思わんですが、そういうところで売るといったことは考えていないですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 現在のところ考えていないんですが、ある程度、回数券を買われる方というのが固定化されておりますので、ちょっと様子を見ながら、どうしても公民館のほうで販売してくれという声が強ければちょっと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論、採決に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号 平成28年度豊明市一般会計補正予算（第9号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 今回につきましては継続費の補正になりますので、先ほどこいいろいろ1号議案で御説明をしておった中で、変更のほうがもし認められた場合、金額、今現在の予算が10億8,000万という予算になっております。今回の増額補正の、いろいろ工種を合わせますと、トータル的に9,000万円が足らなくなってくるので、その分を、30年度に枠を入れさせていただきまして、トータルで11億7,000万という形にさせていただきまして、なおかつ継続費の年度を1年延長させていただきまして、26年から30年度までという形にお願いしたいと思っております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 この継続費の補正なんですけども、これは事業年度を延ばすということ

と、あと、事業費の上限を拡大するというので、最終的にこれ以下になったとしても特に問題はないと判断をしていいですか。それとも、何かそごがありますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 現在のところだと当然、今回お願いしている予算の中でおさまるふうに今現在のところ考えていますが、さらに今後工事が進んでいく中では、またもしかすると変更もあるかもしれませんので、その辺はちょっとまだ不透明というところでは。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 私が伺いたいのは、今、これで事業年度を延ばしますと、上限を拡大しますということで、なぜ聞いているかということ、一応修正案を出していますので、修正案をすることは減額をすることです。でも、これは、年度を延ばすということもありますので、上限を例えば9,000万というのを入れたとしても、それ以下に最終的になったとしても、特にそごはないですかということ。問題はないですかということ。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 問題はございません。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第3号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

富永委員。

○富永秀一委員 次の議案第4号について資料請求をしたいのですが、よろしいでしょう

か。

説明にもう入っていいですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ちょっと待ってくださいね。ごめんなさい。

どういう資料でございますか。

○富永秀一委員 資料の内容は、今回の債務負担行為5,783万円となっているわけですが、その内訳がわかる資料を下さい。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 当局において、資料の用意はできますか。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 用意できますので、10分程度お時間をいただけるとありがたいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ここでお諮りいたします。本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 賛成多数です。当局においては、10分程度ですね、速やかに資料を用意、お願いします。

暫時、10分間の休憩といたします。

午後3時41分休憩

午後3時48分再開

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に当局より、駐車場管理業務委託の主な業務内容の資料の提出がありましたので、その内容について説明願います。

（議題宣告していないの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 失礼いたしました。まだ議題に入っていなかったです。申しわけないです。

議案第4号 平成28年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につきまして、既に本会議場で近藤都市計画課長より提出説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 休憩中に当局より、駐車場管理業務委託の主な業務内容についての資料の提出がありましたので、その内容について説明願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。

大きな項目としては7項目ございます。

まず、1点目ですが、駐車場管制機器等の設置業務ということで、これにつきましては、地下駐車場の発券機、精算機、防犯カメラなどの設置となります。概算の金額でいきますと、この金額は1,428万円となります。

次、2項目めになります。遠隔管理対応業務ということで、これにつきましては、インターホン、あとカメラを設置しまして、コールセンターにてトラブルの対応をするものでございます。この金額が1,032万円になります。

続きまして、3項目めです。月決め管理業務ということで、これにつきましてはトラブル対応という形になっておりまして、概算の金額は180万円となっております。

続きまして、4項目めです。売上金管理業務ということで、これにつきましては、週1回の集金業務、また、月決めの料金徴収等になっております。これの委託、概算の金額が528万円となっております。

続きまして、利用状況管理業務ということで、日ごと、月ごとのデータを報告するという業務になっております。これにつきましては263万円となっております。

続きまして、6点目、機器保守管理業務ということで、機器の保守及び点検。点検については、年に3回、4カ月ごとということになっております。これにつきましては600万円ですね。

最後、7項目めとなりまして、警備業務になります。これは、毎日2回警備員による巡回と、あと、カメラでの常時監視と、あと、緊急時にも出動するということになっておりまして、この金額が1,752万円ですね。

今、7つの項目を見ましたが、これの合計が5年間で5,783万円という形になります。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 資料の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 これを5年間の委託をすることによって、これまではシルバー人材センターでやっていたわけで、それと業務が恐らく重なる部分と重ならない部分があるとは思いますが、単純にシルバー人材センターと、あと、北側だともう一カ所ありましたかね、そういうところへの委託を5倍した場合だと3,000万ぐらいにしかならないので、二

千何百万か高いという計算になるんですね、5年で計算すると。

なので、その部分が、そうするとかえって高くなったようにも見えるわけですけど、今、業務委託している部分と重ならない、つまり新たにふえた部分というのはどのあたりになりますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 以前、会派の説明会でもちょっとお話ししたかと思いますが、南の駐車場につきましては29年度に機器の更新時期が来ておりまして、精算機、発券機、合わせまして約1,600万ぐらいという予算が見込まれておりますので、ちょっと一概には言えない部分があるんですけど、私どもが試算した金額を今から申しますと、今、北と南の駐車場を合わせて現行の金額におきますと、私どもの積算でいきますと1,233万5,000円というのが1年間の金額になります。

今年度、両者を、2つの施設を一括委託しまして、テレビカメラで監視をしますと1,156万6,000円ということで、約77万円ぐらいのコストが削減できるというふうに計算上はなっております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 確認ですけども、つまり先ほどの1,600万円ぐらいの見込みというのと、今、2つ出てきました1,200万円ぐらいと1,100万ぐらいという、これをもう一度ちょっと整理して教えてください。何が……。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 本来ですと、先ほど申しましたように、南の駐車場につきましては発券機と、あと、精算機ですかね、この機器が、今回委託をしなくても、どちらにしても市の単独費として支払われるお金が1,600万ぐらいございます。今回につきましては、それも業者さんのほうで設置していただいて、保守もあわせてやっていただけるところで、その辺が大きく違うのかなというふうに思っております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ちょっとよくわからなかったんですけど、これ、一番上のところの地下

駐車場の発券機、精算機、防犯カメラなどの設置、要は、発券機と精算機を設置すると1,600万かかるということなんですかね。ここを今、さっき聞いたら1,428万という説明だったと思うんですけど、ここをちょっとつじつまを合わせてください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） これについては、テレビカメラで当然監視していただくんですけど、先ほどお話ししたように、本来ですと市が29年度に新しく買うんですけど、それを業者さんのほうでこしらえていただいて保守をしていただきながら、防犯カメラも設置をしていただいて管理をしていただくということになりますので、金額的にいいますと、1,600万単独で出るのかもしれませんが、今回、この部分だけでいきますと1,428万円と、対比をしたほうがわかりやすいのかなというふうには思っております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ということは、ごめんなさい、まとめます。一番上の駐車管制機器等設置業務と、あと、下から2番目の機器保守管理業務が一緒くたになると1,600万を超えるから、それでつじつまが合うという、そういうことですかね。そういうふうに理解したんですが、わかります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

ちょっとまとめますか。

○都市計画課長（近藤 潔君） ちょっと待ってください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにあります。

富永委員。

○富永秀一委員 その件にも関連しますが、つまり1,600万円、普通に買えばかかるところが1,428万円で、ほかのを含めて全体なんだけど、一番上の発券機とか精算機とかの部分でいうと1,428万円に当たるから、それだけ減ったよという話だったら単純なんですけど、さっきの千二百何万とか千百何万というのがちょっと、関係がよくわからなかったんですけど、それって5年で割ると何とかという、それがちょっとどういう関連。単純ではない、ほかの数字がさっき出たので、それは何ですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 先ほど読み上げた中でということですね。

整理できます。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 済みません。ちょっとまとめますので、お時間をいただきたいと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 先ほど申した金額とちょっとつじつまが合わない部分はあるんですが、トータル的に計算したことで、先ほど説明申し上げたとおり、70万……。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 例えば、いわゆる決算の報告書とか、これかな、これとかで見ると、委託料を5倍すると3,093万9,485円だったんですよ。だから、それと北側のも入れたとしても、3,135万5,285円になったんですよ。

だから、今おっしゃったやつのシルバーだと、5年分を、それを割ると1,235万というのとちょっと、数字が大分違うんですけど、これ、決算書に出てこないような部分も含まれているんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 下廣部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） では、私のほうから、現行の委託料の中身、概算でございますが、シルバーへの委託料が670万円ほど、それから、前後駅前市営駐車場の管理業務で135万円ほど、これを合わせますと、おおむね800万ちょっとぐらいになります。

それから、次に、機械器具の保守でございます。こちらが、地下駐車場のほうが60万円ほど、それから市営駐車場のほうが66万円ほどで、合わせまして130万円ほどになります。

それから、工事費と申しまして、29年度、入れかえをするのに、地下駐の発券機、カーゲート、それから機器の購入費、積み立て、これ、機器そのものは除いて、工事費が300万ほど必要になってきます。それプラス、機械そのものが、発券機と精算機で1,250万、カーゲートで2,600万。

これを全部足して5年間に振り分けるとすると、年間1,233万5,000円になります。

今度、民間委託にした場合、工事費も含めて料金徴収を全てやっていただきますので、先ほどのこれで、これは見積もりをとった金額になりますので、地下管制機器等の設置工事、これを、先ほどの発券機、精算機プラス防犯カメラも含めて1,428万でできますということです。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） わかりましたか。

○富永秀一委員 はい。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 近藤副委員長。

○近藤裕英委員 ちょっと確認したいんです。今は24時間営業じゃないんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 入出庫の時間が、特に南の駐車場につきましては、夜の零時30分から次の朝6時、その間が入出庫できないものですから、そこを終日という形に変えていくということですね。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 近藤副委員長。

○近藤裕英委員 ということは、富永委員が言われたシルバーの670万掛ける5年というのは、単純には24時間じゃないので、もしもシルバーさんに24時間お願いすると、やってくる等は別にして、もっと費用がかかるということですね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） そのとおりでございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論、採決に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第4号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでございました。これにて建設消防委員会を閉会いたします。

午後4時3分閉会